

調査

消費税率引き上げ後における 本県消費動向の現状分析について

～震災特需を背景に高水準を維持する本県の消費支出～

<要 旨>

1. 消費税率引き上げを含む物価上昇による消費支出への影響度

(1) 消費支出減少率

福島県内における消費税率引き上げを含む消費者物価指数上昇率は3.06%、このうち消費税率引き上げで2.41%、消費税率引き上げ以外の要因で0.65%と試算される。こうしたことから、実質可処分所得減少率と所得弾力性から求めた消費支出減少率は合計で▲2.94%、このうち消費税率引き上げで▲2.31%、消費税率引き上げ以外の要因で▲0.63%と試算される。

(2) 1世帯当たりの負担増

本県の勤労者世帯では、名目可処分所得が+1.39%となったことから、1世帯当たり月間消費支出額が▲3,900円、月間消費支出総額が▲1,361百万円と試算される。一方、年金受給のみなどの勤労者以外の世帯では、名目可処分所得の増加が見込めないことから、1世帯当たり月間消費支出額が▲5,600円、月間消費支出総額が▲2,119百万円と試算される。

2. 消費税率引き上げ前の駆け込み需要による反動減の実態

本県における2014年4～6月の大型小売店販売額および乗用車新車登録台数、新設住宅着工戸数を見ると、消費税率引き上げを含む物価上昇に加え、消費税率引き上げ前の駆け込み需要による反動減の影響を受けながらも、震災特需などを背景にして、2008年以降の同期比でみると、引き続き高い水準を保っている。

2014年4月、消費税率はそれまでの5%から3%引き上げられて8%となった。このため、税率引き上げ前の駆け込み需要から、消費支出は今年3月まで増勢基調で推移した。一方、税率引き上げ後の消費支出は、駆け込み需要の反動減などから、それまでの増勢基調から鈍い動きへと転じている。

そこで本稿では、本県消費支出の実態について、足元の動向だけでなく、中長期的にみた消費水準からも分析するとともに、税率引き上げなどによる物価変動や所得環境の変化が、現状の消費支出に及ぼしている影響についても試算した。

1. 消費税率引き上げに伴う消費支出の動向

消費税率の引き上げが消費支出に及ぼす影響としては、主に二つ考えられる。一つには、消費税率引き上げ前の駆け込みによる消費支出の増加とその後の反動減である。もう一つには、消費者物価指数上昇に伴う可処分所得の目減りによる消費支出の減少である。

そこで本章では、本県における消費税率引き上げに伴う消費支出の動向について、消費税率引き上げ前の駆け込みによる消費支出の増加とその後

の反動減、消費者物価指数上昇に伴う可処分所得の目減りによる消費支出の減少それぞれの側面から分析してみる。

(1) 消費税率引き上げ前の駆け込み需要と反動減

消費税率引き上げ前の駆け込み需要による反動減は、消費の前倒しである駆け込み需要を勘案すると、ほぼ相殺される短期的な消費動向と捉えることができ、実質的な消費の強さを表しているとは言い難い。

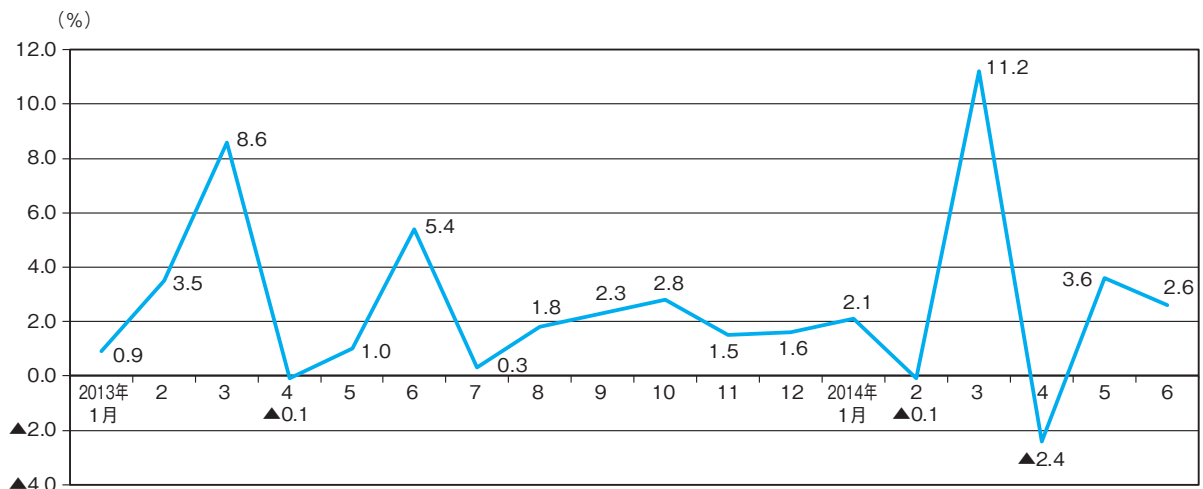
こうしたことから、本節では、駆け込み需要

と反動減を合わせた半期ベースの消費動向や、2008-2014年の平均消費支出額と比較した消費水準を勘案し、本県における総体的な消費の強さについて分析する。

① 大型小売店販売額

2013年1月以降の大型小売店販売額を月次ベースでみると、各月ともほぼ前年実績を上回って堅調な動きをみせているが、ことさら消費税率引き上げ前の2014年3月は前年同月比+11.2%となり、税率引き上げ前の駆け込み需要による影響が窺える(図表1)。一方、2014年4月は前年同月比▲2.4%と、高水準となった3月の反動もあるも

図表1 本県の大型小売店販売額(全店舗、前年同月比)



資料：経済産業省「大型小売店販売額動向」

図表2 本県の大型小売店販売額(四半期・半期ベース平均)

(単位：百万円、%)

	上 半 期						下 半 期					
	1-3月期		4-6月期		平均比	7-9月期		10-12月期		平均比		
	平均	平均比	平均	平均比		平均	平均比	平均	平均比			
2008年	19,208	1.3	18,812	0.3	19,010	0.8	18,881	▲0.1	20,564	0.2	19,723	0.1
2009年	18,879	▲0.4	18,565	▲1.0	18,722	▲0.7	18,334	▲3.0	19,711	▲3.9	19,023	▲3.5
2010年	18,362	▲3.1	18,031	▲3.9	18,196	▲3.5	18,437	▲2.4	19,668	▲4.1	19,053	▲3.3
2011年	16,889	▲10.9	17,075	▲9.0	16,982	▲9.9	18,535	▲1.9	20,108	▲2.0	19,322	▲1.9
2012年	18,937	▲0.1	19,259	2.7	19,098	1.3	19,446	2.9	21,314	3.9	20,380	3.4
2013年	19,750	4.2	19,655	4.8	19,703	4.5	19,731	4.4	21,727	5.9	20,729	5.2
2014年	20,669	9.0	19,914	6.2	20,291	7.6	-	-	-	-	-	-
2008-2014年平均	18,956		18,759		18,858	18,894		20,516		19,705		

資料：経済産業省「大型小売店販売額動向」を基に当研究所で作成

注：平均比は、各年の四半期・半期ベース平均販売額を2008-2014年の四半期・半期ベース平均販売額と比較。

のとみられたが、5月と6月は再び前年実績を上回っている。

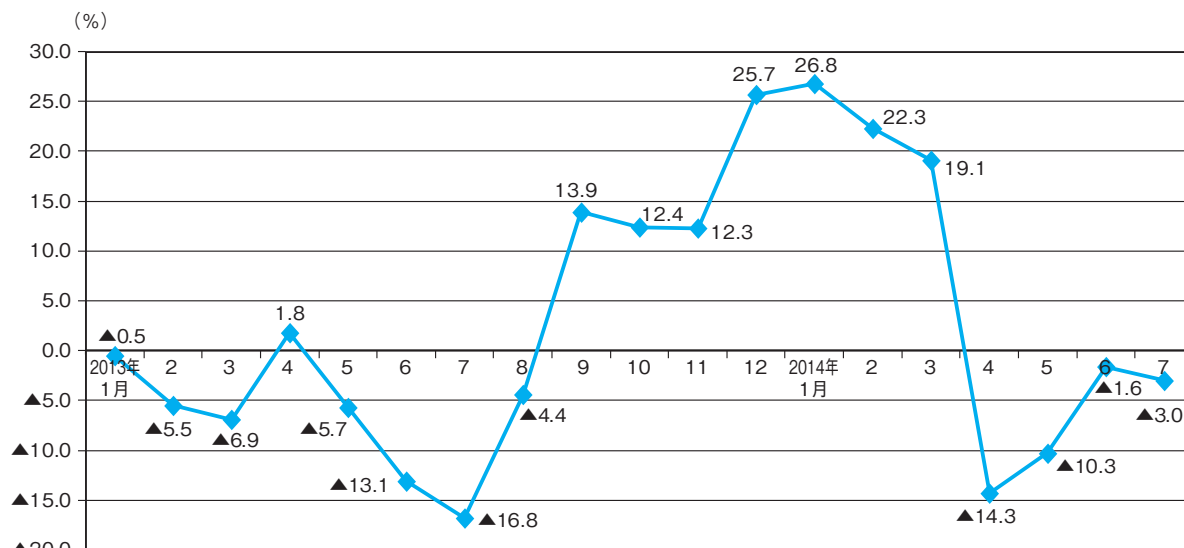
次に、2008年以降の大型小売店販売額を四半期・半期ベース平均でみると、2014年1-3月期は20,669百万円で2008-2014年同期平均額18,956百万円を9.0%上回り、2008年以降で最も増加率が高かった(図表2)。また、2014年4-6月期は19,914百万円で平均比+6.2%、2014年上半期は20,291百万円で平均比+7.6%と、2008年以降の上半期で最も高く、消費増税前における駆け込み需

要の反動減による影響を受けながらも、高水準の販売額を維持しているものとみられる。

② 乗用車新車登録台数

2013年1月以降の乗用車新車登録台数を月次ベースでみると、2013年9月から2014年3月までは、消費税率引き上げ前の駆け込み需要による影響が多分にあるものとみられ、前年を10%以上上回って推移している(図表3)。一方、2014年4月以降は、消費増税前の駆け込みによる反動もあり、前年割れを続けている。

図表3 本県の乗用車新車登録台数(前年同月比)



資料：日本自動車販売協会連合会「乗用車新車登録台数」

図表4 本県の乗用車新車登録台数(四半期・半期ベース平均)

(単位：台、%)

	上半期						下半期					
	1-3月期		4-6月期		平均比	7-9月期		10-12月期		平均比		
	台数	平均比	台数	平均比		台数	平均比	台数	平均比			
2008年	7,807	5.8	5,323	▲1.2	6,565	2.8	5,555	▲9.8	4,859	▲9.4	5,207	▲11.0
2009年	5,818	▲21.2	4,470	▲17.0	5,144	▲19.4	5,499	▲10.7	5,682	5.9	5,590	▲4.5
2010年	7,379	▲0.0	5,421	0.6	6,400	0.2	6,580	6.9	4,099	▲23.6	5,339	▲8.8
2011年	4,621	▲37.4	3,707	▲31.2	4,164	▲34.8	5,168	▲16.1	5,325	▲0.7	5,247	▲10.4
2012年	8,370	13.4	6,728	24.9	7,549	18.2	6,941	12.7	5,650	5.3	6,296	7.6
2013年	7,959	7.8	6,304	17.0	7,131	11.7	6,701	8.8	6,566	22.4	6,634	13.3
2014年	9,709	31.6	5,768	7.0	7,739	21.2	6,658	8.1	-	-	6,658	13.8
2008-2014年平均	7,380		5,389		6,385	6,157	5,364		5,853			

資料：日本自動車販売協会連合会「乗用車新車登録台数」を基に当研究所で作成

注：平均比は、各年の四半期・半期ベース平均台数を2008-2014年の四半期・半期ベース平均台数と比較。2014年7-9月期は、7月実績値。

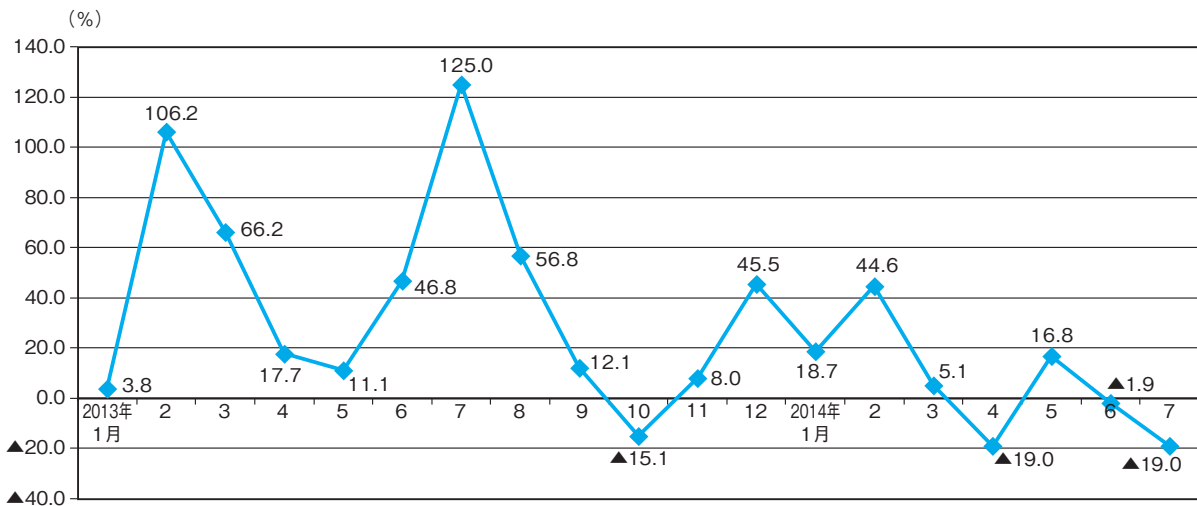
次に、2008年以降の乗用車新車登録台数を四半期・半期ベース平均でみると、2014年1-3月期は9,709台で2008-2014年同期平均台数7,380台を31.6%上回り、2008年以降で最も高い増加率となった(図表4)。また、2014年4-6月期は5,768台で平均比+7.0%と、2014年1-3月期と比較して増加幅は縮小したものの、同期平均台数を上回った。このため、2014年1-3月期と2014年4-6月期を合計した2014年上半期をみると、7,739台で平均比+21.2%と2008年以降の上半期で最も高い増加率となっている。さらに、2014年7

月も6,658台と平均比+8.1%となり、2008年以降の販売水準と比較してみると、引き続き底堅い販売水準を維持しているとみることができる。

③ 新設住宅着工戸数

消費税率の引き上げに着目して、新設住宅着工戸数を月次ベースでみると、2013年9月までに建築請負契約を交わした場合、消費税率5%が適用されたこともあり、2013年6-9月の着工戸数は高い水準となった(図表5)。また、契約時期に関係なく、2014年3月までに住宅引き渡しとなった場合にも、消費税率5%が適用されたことなど

図表5 本県の新設住宅着工戸数(前年同月比)



資料：国土交通省「建設統計月報」

図表6 本県の新設住宅着工戸数(四半期・半期ベース平均)

(単位：戸、%)

	上 半 期					下 半 期						
	1-3月期		4-6月期		平均比	7-9月期		10-12月期		平均比		
	平均比	平均比	平均比	平均比		平均比	平均比					
2008年	932	8.0	907	0.5	919	4.1	1,063	▲0.3	1,050	4.1	1,056	▲2.4
2009年	758	▲12.1	812	▲10.1	785	▲11.1	806	▲24.4	843	▲16.4	825	▲23.8
2010年	741	▲14.2	768	▲14.9	755	▲14.5	745	▲30.1	860	▲14.7	803	▲25.9
2011年	597	▲30.8	477	▲47.1	537	▲39.1	769	▲27.9	765	▲24.1	767	▲29.1
2012年	686	▲20.4	961	6.4	824	▲6.7	929	▲12.9	1,208	19.9	1,069	▲1.3
2013年	1,042	20.8	1,211	34.1	1,127	27.6	1,503	41.0	1,321	31.1	1,412	30.4
2014年	1,283	48.7	1,184	31.1	1,233	39.7	1,647	54.5	-	-	1,647	52.1
2008-2014年平均	863		903		883		1,066		1,008		1,083	

資料：国土交通省「建設統計月報」を基に当研究所で作成

注：平均比は、各年の四半期・半期ベース平均戸数を2008-2014年の四半期・半期ベース平均戸数と比較。2014年7-9月期は、7月実績値。

もあり、2013年12月から2014年2月までの着工戸数にも、駆け込み需要による影響が窺える。一方、消費税率引き上げ後の2014年4月以降では、5月を除いて前年実績を下回っている。

次に、2008年以降の新設住宅着工戸数を四半期・半期ベース平均でみると、2014年1-3月期は1,283戸で2008-2014年同期平均戸数863戸を48.7%上回り、2008年以降で最も高い増加率となった(図表6)。また、駆け込み需要による反動減が窺える2014年4-6月期も1,184戸で平均比+31.1%と、4-6月期では2013年の+34.1%に次いで高い増加率となった。このため、2014年1-3月期と2014年4-6月期を合計した2014年上半年をみると、1,233戸で平均比+39.7%と2008年以降の上半期で最も高い増加率となっている。さらに、2014年7月も1,647戸と平均比+54.5%となり、2008年以降の着工水準と比較してみると、足元の着工戸数は依然として高い水準にあるものと考えられる。

(2) 可処分所得の目減りによる消費支出の減少

消費者物価指数上昇に伴う可処分所得の目減りによる消費支出の下押し圧力は、増税前の駆け込み需要とその後の反動減とは異なり、中長期的に本県経済に影響を及ぼすものと考えられる。

そこで本節では、所得弾力性の見地から、本県における実質可処分所得の目減りが引き起こす消費支出の減少について試算してみる。

① 消費者物価指数の上昇

国税庁「消費税法基本通達」によれば、消費税は、原則として、国内において「事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け及び役務の提供」並びに「輸入取引」を課税対象としている。一方、家賃や健康保険法などによる医療費、授業料などの教育費は非課税となっている。

以上により、消費税率3%引き上げに伴う本県の消費者物価総合指数の上昇率は、課税対象の費

図表7 消費税率3%引き上げに伴う本県の消費者物価指数上昇率

費目	消費者物価指数上昇率	消費者物価指数費目別ウェイト
食料	3.00%	2,666
住居	0.40%	1,781
家賃	0.00%	1,542
設備修繕・維持	3.00%	239
光熱・水道	3.00%	853
家具・家事用品	3.00%	384
被服及び履物	3.00%	392
保健医療	1.48%	427
医薬品・健康保持用摂取品	3.00%	144
保健医療用品・器具	3.00%	67
保健医療サービス	0.00%	217
交通・通信	3.00%	1,420
教育	0.00%	210
教養娯楽	3.00%	1,216
諸雑費	3.00%	650
総合	2.41%	10,000

資料：総務省「消費者物価指数」、国税庁HPより当研究所で試算

注：消費者物価総合指数上昇率は、消費者物価指数費目別ウェイトを勘案した加重平均値。家賃および保健医療サービス、教育費は消費税非課税。

目で3%、非課税対象の費目で0%として、費目別ウェイトを勘案した加重平均により算出した(図表7)。この結果、本県の消費者物価総合指数の上昇率は、税率引き上げ3%の場合に2.41%と試算される。

② 所得弾力性からみた消費支出の減少

消費者物価指数の上昇は、実質的な可処分所得の減少につながるものとみられ、消費増税3%による消費者物価指数上昇率2.41%は実質可処分所得を2.35%押し下げるものと考えられる(図表8)。

一方、可処分所得と消費支出の関係を所得弾力性の見地からみると、2001-2013年平均の所得弾力性は0.98%であることから、本県では、可処分所得が1%変化した場合、消費支出は0.98%変化

するものと試算される（図表9、10）。この結果から、消費税率3%引き上げによる実質可処分所得減少率▲2.35%は、本県の消費支出を2.31%押し下げるインパクトがあるものと考えられる。

2. 消費税率引き上げ以外の消費支出増減要因

(1) 現金給与総額

本県における1人当たり現金給与総額は、2014年4-6月平均が313,684円と前年同期を1.39%上回っている（図表11）。内訳をみると、所定外給与が20,591円（前年同期比+7.27%）と最も増加

率が高かった。また、臨給を含む特別に支払われた給与が64,389円（同+2.14%）、ベースアップ分を含む所定内給与が228,704円（同+0.68%）となり、それぞれ前年同期を上回っている。

したがって、本県の勤労者世帯では、現金給与総額の増加により、消費税率引き上げに伴う消費者物価上昇による影響度が、わずかながらも緩和されたものと考えられる。

(2) 平均消費性向

平均消費性向は、可処分所得に占める消費支出の割合で、世帯の消費意欲を示している。震災後における本県の平均消費性向をみると、震災直後

図表8 物価変動率と実質可処分所得の関係式

●物価変動率 =
名目可処分所得 ÷ 実質可処分所得 × 100 - 100 (%)
●実質可処分所得 =
名目可処分所得 ÷ (物価変動率 + 100) × 100

注：実質可処分所得は、物価変動分を勘案した可処分所得。名目可処分所得は、物価変動分を勘案していない可処分所得。

図表10 消費税率3%引き上げに伴う本県の消費支出減少率 (単位：%)

消費者物価指数上昇率	2.41
実質可処分所得減少率	▲2.35
所得弾力性	0.98
消費支出減少率	▲2.31

資料：総務省「家計調査年報」より当研究所で試算
注：消費支出減少率 = 実質可処分所得減少率 × 所得弾力性

図表9 本県消費支出の所得弾力性

(単位：円、%)

	2001年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2001-2013年平均
可処分所得	550,212	557,225	527,897	465,372	501,972	502,654	507,660	518,818	496,264	448,935	473,239	500,505	478,465	502,248
消費支出	374,364	364,600	357,190	328,814	326,932	327,062	371,310	342,561	329,258	320,059	283,827	335,351	321,308	337,126
	1.2	▲2.0	0.4	0.7	▲0.1	0.3	13.6	▲3.5	0.9	0.3	▲2.1	3.2	1.0	0.98

資料：総務省「家計調査年報」より当研究所で試算

注：二人以上の勤労者世帯。可処分所得は、給与所得などの実収入から税金や社会保険料などの非消費支出を差し引いた個人が自由に使用できる所得の総額。消費支出の下限は所得弾力性。所得弾力性は消費支出の変化率 ÷ 可処分所得の変化率で、可処分所得が1%変化した時の消費支出の変化率を表す。2001-2013年平均の所得弾力性は幾何平均。

図表11 消費税率引き上げ後の本県の現金給与総額

(単位：円、%)

	2014年4月		5月		6月		2014年4-6月平均	
		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比
1人当たり現金給与総額	261,497	3.07	256,229	2.05	423,326	▲0.01	313,684	1.39
所定内給与	230,043	0.77	227,175	0.54	228,894	0.74	228,704	0.68
所定外給与	22,161	7.99	20,601	10.29	19,012	3.39	20,591	7.27
特別に支払われた給与	9,293	89.85	8,453	31.30	175,420	▲1.33	64,389	2.14

資料：福島県「毎日勤労統計調査」

注：事業所規模5人以上。

の2011年が60.0%と2001年以降で最も低い割合となったが、2012年が67.0%、2013年が67.2%と上昇し始めており、消費購買意欲の回復が窺える(図表12)。

一方、当研究所が今年5月に実施した「夏季ボーナス及び暮らし向きアンケート調査」から今後1年間の収入見込みをみると、「増加する」(14.7%)の割合が前年の調査結果から4.2ポイント上昇し、母比率の差の検定でも有意差が確認された(図表13)。このため、本県では、今後1年間の収入が増加するという割合が有意に上昇しているもの

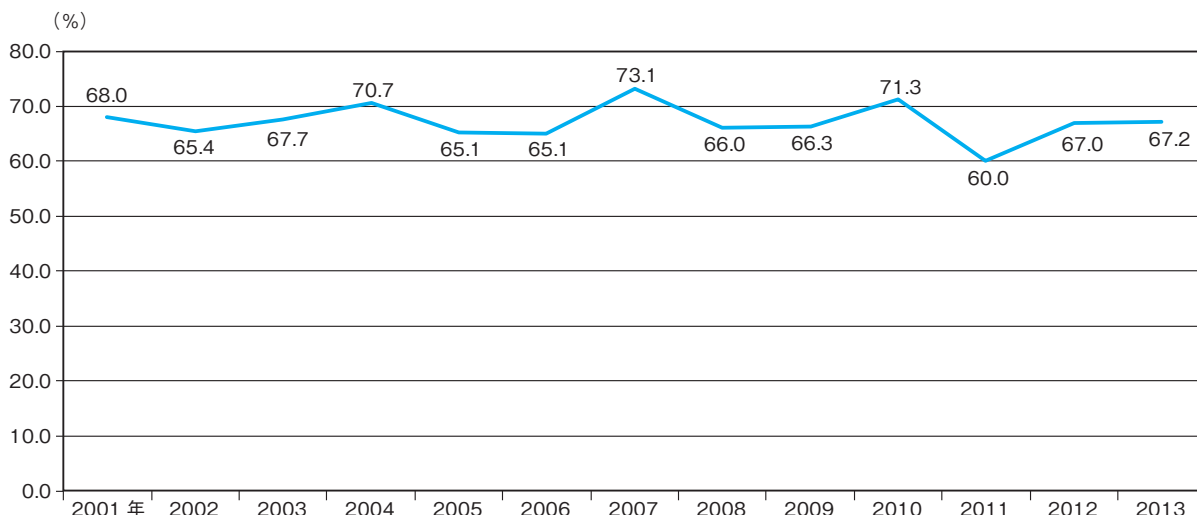
のといえる。

こうしたことから、将来における収入の増加を背景に、消費購買意欲が高まり、収入の増加を見込んだ消費支出が増えれば、平均消費性向はさらに上昇する可能性もある。

(3) 消費者物価指数

消費者物価指数は、消費税率引き上げによる影響だけでなく、円安による輸入商品や原材料、原油などの価格上昇などから、足元では上昇傾向にある(図表14)。このため、本県における7月の

図表12 本県の平均消費性向



資料：総務省「家計調査年報」

注：平均消費性向は、可処分所得に占める消費支出の割合のことで、世帯の消費意欲を示す。

図表13 今後1年間の収入見込み

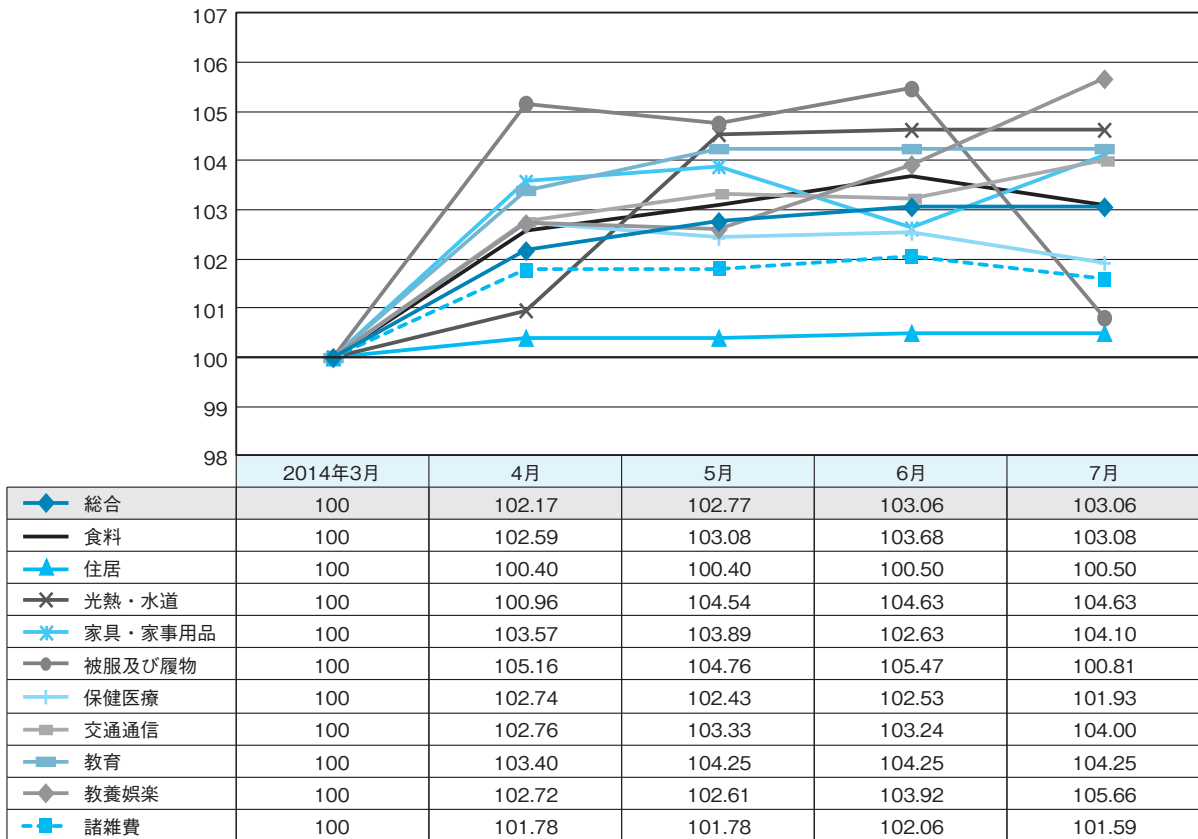
(単位：件、%、ポイント)

	2013年調査結果	2014年調査結果	母比率の差の検定		
			差 異	P 値	有意差判定
増 加 す る	55	66	4.2	0.045	○
	10.5	14.7			
変 わ ら な い	379	322	▲ 0.4	0.907	×
	72.1	71.7			
減 少 す る	92	61	▲ 3.9	0.095	×
	17.5	13.6			
合 計	526	449			
	100.0	100.0			

資料：とうほう地域総合研究所

注：差異は、同じ回答について2014年調査の割合から2013年調査の割合を差し引いた値。母比率の差の検定とは、2つの比率間における有意差を確認する分析手法。有意水準5%では、P値≤0.05の場合に有意差あり、P値>0.05の場合に有意差なし。有意差判定「○」が有意差あり、「×」が有意差なし。

図表14 本県消費者物価指数の推移



資料：総務省「消費者物価指数」

注：上記データは、各月の値を2014年3月を100として指数化。

消費者物価指数の総合指数は、消費税率引き上げ直前の3月と比較して3.06%上昇している。したがって、消費税率引き上げに伴う消費者物価指数上昇率が2.41%と試算されたことから、消費税率

引き上げ以外の要因による消費者物価指数上昇率は0.65%と試算される。

こうしたことから、実質可処分所得減少率は合計で▲3.0%、このうち消費税率引き上げで▲2.35%、消費税率引き上げ以外で▲0.65%となり、消費支出減少率は合計で▲2.94%、このうち消費税率引き上げで▲2.31%、消費税率引き上げ以外で▲0.63%と試算される（図表15）。

図表15 消費税率引き上げなどの物価変動による本県の消費支出減少率 (単位：%)

消費者物価指数上昇率	3.06
消費税率引き上げ	2.41
消費税率引き上げ以外の要因	0.65
実質可処分所得減少率	▲ 3.00
消費税率引き上げ	▲ 2.35
消費税率引き上げ以外の要因	▲ 0.65
所得弾力性	0.98
消費支出減少率	▲ 2.94
消費税率引き上げ	▲ 2.31
消費税率引き上げ以外の要因	▲ 0.63

資料：総務省「家計調査年報」より当研究所で試算

注：消費支出減少率 = 実質可処分所得減少率 × 所得弾力性

3. 所得環境と物価変動が消費支出に及ぼす影響度

本章では、消費税率引き上げに加え、輸入商品などの物価上昇や賃上げなど、消費支出の増減要因が現状の消費支出に及ぼしている影響度について試算してみた。

図表16 所得増加と物価上昇に伴う本県の消費支出減少額

	勤労者世帯	勤労者以外の世帯
名目可処分所得増加率 (%)	1.39	-
消費者物価指数上昇率 (%)	3.06	3.06
実質可処分所得減少率 (%)	▲1.62	▲3.0
所得弾力性 (%)	0.98	0.98
消費支出減少率 (%)	▲1.59	▲2.94
一世帯当たり月間消費支出額 (円)	241,149	184,877
増税前消費支出額 (円)	245,049	190,477
増税後減少額 (円)	▲3,900	▲5,600
世帯数 (世帯)	349,028	378,394
月間消費支出減少額 (百万円)	▲1,361	▲2,119
月間消費支出減少額合計 (百万円)	▲3,480	

資料：総務省「家計調査年報」、福島県「福島県の推計人口」より当研究所で試算

注：一世帯当たり月間消費支出額は、勤労者世帯が総世帯の勤労者世帯、勤労者以外の世帯が総世帯の勤労者以外世帯（2013年）。月間消費支出減少額＝増税後一世帯当たり月間消費支出減少額×世帯数。勤労者世帯数＝2014年4－6月平均常用労働者数（928,414人）÷世帯人員（2,66人）。勤労者以外の世帯数＝総世帯数－勤労者世帯数。常用労働者数は、「平成22年国勢調査」の雇用者数（934,331人）×2014年4－6月各月の常用雇用指数÷2010年の常用雇用指数（100.0）。世帯人員は、本県人口÷本県世帯数（2014年8月1日時点）。

本県における勤労者世帯では、2014年4－6月平均の1人当たり現金給与総額が前年同期比で+1.39%となったことから、名目可処分所得増加率を1.39%とし、消費税率引き上げ分を含む消費者物価指数上昇率3.06%を勘案すると、実質可処分所得減少率は▲1.62%と試算される（図表16）。このため、所得弾力性からみた消費支出減少率は▲1.59%となり、消費税率引き上げ後の勤労者世帯では、1世帯当たり月間消費支出額で▲3,900円、総額で月間消費支出額▲1,361百万円の下押し圧力がかかっているものとみられる。

一方、年金受給のみなどの勤労者以外の世帯では、名目可処分所得の増加が見込めないことから、実質可処分所得減少率が▲3.0%と勤労者世帯と比較して▲1.38ポイント、消費支出減少率でも▲2.94%と勤労者世帯と比較して▲1.35ポイントと推計される。こうしたことから、勤労者以外の世帯では、月間消費支出額が1世帯当たり▲5,600円、総額▲2,119百万円となり、消費税率引き上げを含む物価上昇は、勤労者以外の世帯でより重い負担となっていることが確認できる。

4. おわりに

本県では、現金給与の増加分を除き、消費税率引き上げ後の物価上昇が消費支出を2.94%押し下げているものとみられ、このうち消費税率3%引き上げ分が▲2.31%、消費税率引き上げ以外の物価変動分が▲0.63%と試算される。

しかしながら、2014年4－6月の大型小売店販売額および乗用車新車登録台数、新設住宅着工戸数をみると、消費税率引き上げを含む物価上昇に加え、消費税率引き上げ前の駆け込み需要による反動減の影響を受けながらも、引き続き高い水準を保っている。

この背景には、現金給与支給額の増加だけでなく、復興事業などによる交流人口の増加や、震災による保険金および賠償金などの震災特需が下支えになっているものとみられる。

今後、消費支出が再び増加基調に転じるには、交流人口の増加などの震災特需による下支え効果を前提として、税率引き上げによる下押し圧力を軽減させる現金給与などの実収入の増加や、それに伴う消費マインドの改善による平均消費性向の上昇などが不可欠な条件となる。（担当：和田）